

作 業 仕 様 書

1. 件 名 沈水実験池整備作業

2. 履行場所 茨城県つくば市南原 1－6
国立研究開発法人土木研究所
沈水実験池

3. 履行期間 契約の翌日から令和 4 年 3 月 2 3 日まで

4. 概 要

本件は、沈水実験池の遮水シート及び池内外の実験装置の移動・撤去・処分を行うものである。

5. 仕 様

1) 一般共通事項

国立研究開発法人土木研究所の契約に関する規定によるほか下記によるものとする。

2) 特記仕様

別紙特記仕様書のとおり

6. 検 査

業務完了後は、当所検査職員の立ち会いによる、本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

以 上

令和 4 年 1 月 4 日

国立研究開発法人土木研究所
水環境研究グループ
河川生態チーム
研究員 槐 ちがや

特記仕様書

第1章 総 則

第1条 適 用

1. 本特記仕様書（以下、「本仕様書」という）は、仕様書5. 2）でいう特記仕様書で、「沈水実験池整備作業」以下、「本件」という）に適用する。
2. 本件を実施するにあたり本仕様書に明示なき一般事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 業務対象範囲

本件における業務対象範囲については、国立研究開発法人土木研究所 沈水実験池とする。

第3条 履行期間

履行期間は、休日等を含み契約の翌日から、令和4年3月23日迄とする。
尚、休日には、日曜日、祝日の他、履行期間内の全ての土曜日を含んでいる。

第4条 疑 義

本件の遂行上疑義を生じた場合には、速やかに監督職員と協議するものとする。

第5条 権利義務

本件によって得られる成果は、国立研究開発法人土木研究所に帰属するものであり、私権を設定してはならない。

第6条 業務責任者

業務責任者は、受注者が提出した競争参加資格技術審査申請書に記述した配置予定技術者でなければならない。

業務責任者を変更できる場合は、病休・死亡・退職等極めて特別な場合に限るものとするが、やむを得ず業務責任者を変更する場合は、監督職員の承諾を得て、本件の入札説明書に定められた配置予定業務責任者に係る全ての条件を満足する者を配置しなければならない。

第7条 履行計画書

受注者は、契約締結後速やかに以下の定めによる履行計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

なお、現地作業を伴う場合においては、現地作業における安全管理においても記載する。

1. 受注者は、契約締結後、14日（休日等を含む）以内に履行計画書を作成し、担当職員に提出しなければならない。
2. 履行計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
（1）履行概要 （2）実施方針 （3）実施工程 （4）業務組織計画

- (5) 連絡体制(緊急時含む) (6) 使用する主な機器 (7) その他
(2) 実施方針又は(7)その他には、個人情報取り扱い、安全等の確保及び行政情報流出防止対策の強化、適切な情報管理に関する事項も含めるものと

する。

また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から履行に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。

3. 受注者は、履行計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度担当職員に変更履行計画書を提出しなければならない。
4. 監督職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な履行計画に係る資料を提出しなければならない。

第8条 再委託

本件について、主たる部分の再委託は認めない。但し、第13条(3)については再委託することができるものとする。

1. 「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - (1) 本件の作業等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
2. 「軽微な部分」は、「主たる部分」に付随するコピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理(単純な電算処理に限る)、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、本件の業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに業務等を実施しなければならない。

なお、協力者は、指名停止期間中であってはならない。

第9条 履行内容の再委託の申請について

1. 履行内容の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う履行の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

2. 前項の規定は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型制作などの簡易な業務を再委託しようとするときには、適用しない。

3. 第1項の規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

第10条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 履行内容

第11条 履行の目的

本件は、沈水実験池の遮水シート及び池内外の実験装置の移動・撤去・処分を行うものである。

第12条 履行内容の構成

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 沈水実験池周辺のトロ船の移動および現状復帰 | 1式 |
| (2) 遮水シートおよび実験装置撤去 | 1式 |
| (3) 廃棄物処分 | 1式 |

第13条 履行内容

(1) 沈水実験池周辺のトロ船の移動および現状復帰

業務に先立ち、現場において初回打合せを行う。沈水実験池Aの周囲にあるトロ船5個の水を一時的に抜き、寒冷紗ハウス1内（別紙1参照）に移動し、水を入れなおす。

(2) 遮水シートおよび実験装置撤去

沈水実験池の遮水シート、実験装置の解体及び撤去を行う。沈水実験池内に水が溜まっている場合、作業中でない池に排水し、遮水シート及び実験装置を撤去する。作業終了後、実験池内には作業前と同程度水が入っているよう原状回復する。沈水実験池（小4個：A～D、大2個：E～F）の現況は別紙3-1から3-3、図面は別紙4-1、4-2、実験装置の図面は別紙5-1から5-3の通りである。実験装置は沈水実験池のA～D中にそれぞれ6つずつ、計24個存在する。

(3) 廃棄物処分

(2)にて撤去した廃棄物を適切に廃棄する。その処理は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める資格を有する者が同法に従い処理を行うものとし、業務完了後はマニフェストの写しを提出する。なお、廃棄物の数量は別紙2の数量を予定している。

第3章 履行内容の成果

第14条 成 果 品

業務完了時に成果品として、下記のを整理し、成果品として提出する。

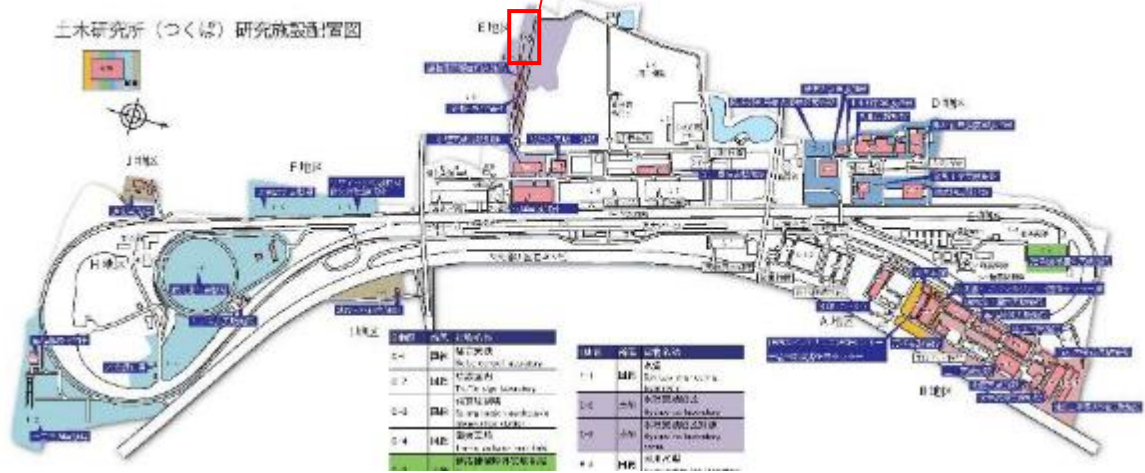
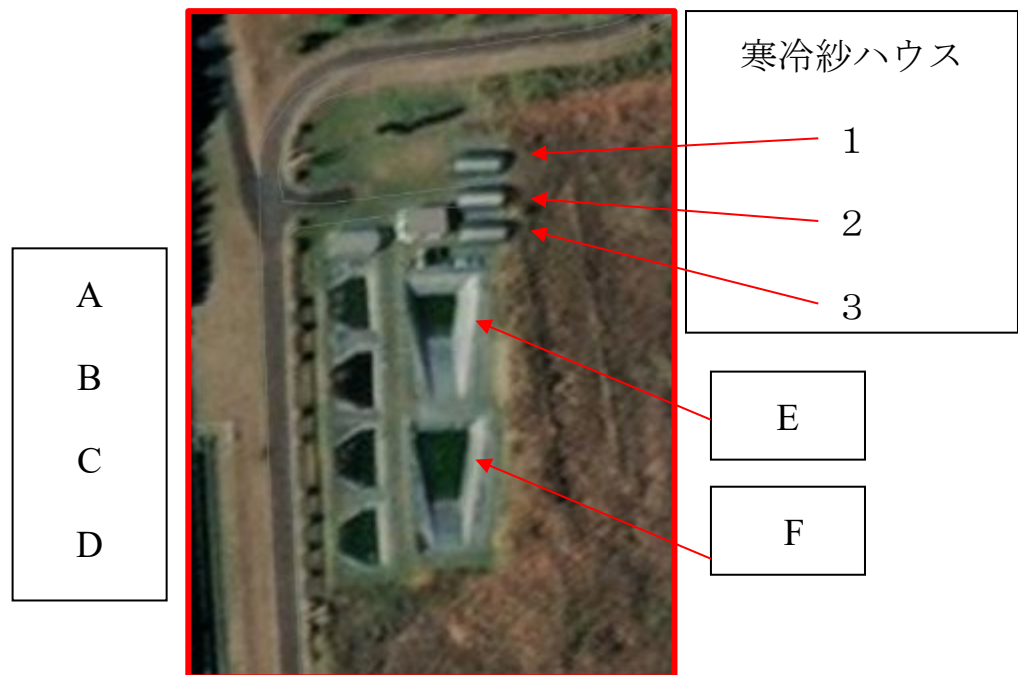
- ・マニフェストの写し 1式
- ・作業状況の写真 1式

第15条 成果品の提出場所

成果品の提出場所は、国立研究開発法人土木研究所水環境研究グループ河川生態チームとする。

以 上

別紙1
沈水実験池位置図および各池・ハウスの名称



廃棄物数量（目算）

	名称	数量の目安
1	遮水シート（プラ）	合計 1570 (m ²) 程度
2	実験装置（木材：金属＝7:3）	1500×910×H390（mm） ×24 個
3	実験装置の付属品	
	12mm ナイロンテープ（プラ）	4.3m×16 本
	単管パイプ（金属）	2m×16 本
	プラ船（プラ）	1020×1300×200 (mm) ×24 個
4	植物体	2 (m ³)
5	土砂（場内）	4 (m ³)

沈水実験池の現況写真（2021年11月26日時点）



沈水実験池 A



沈水実験池 B



沈水実験池 C



沈水実験池 D

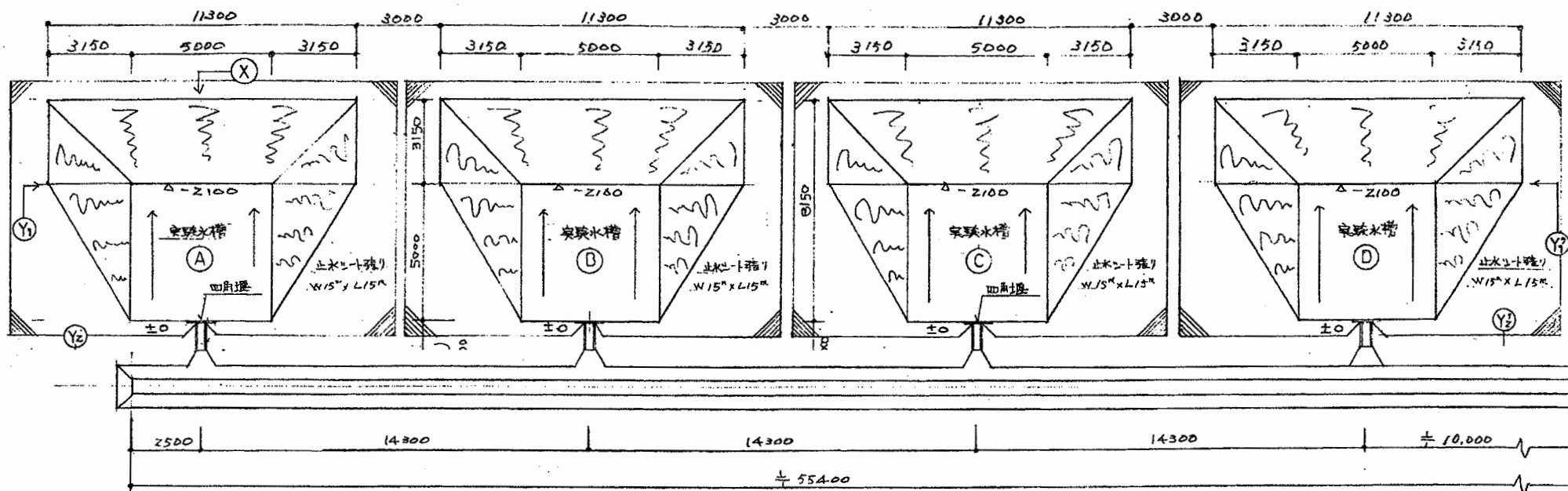


沈水実験池 E

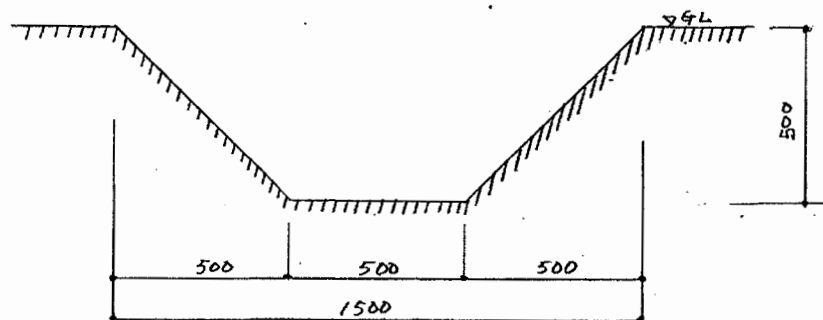


沈水実験池 F

沈水実験池 A~D

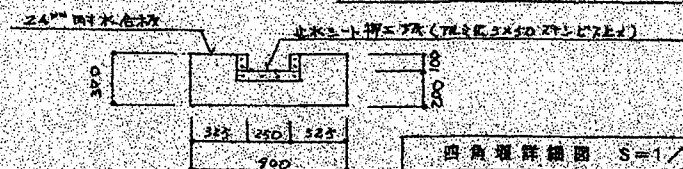
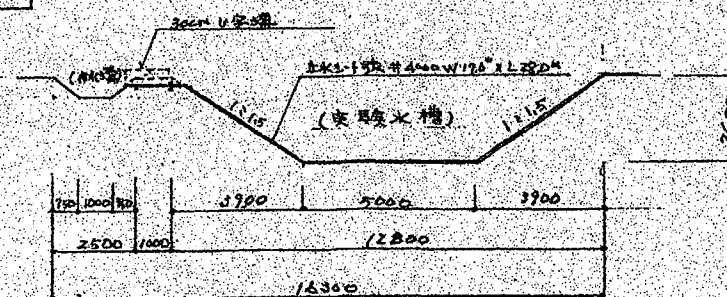
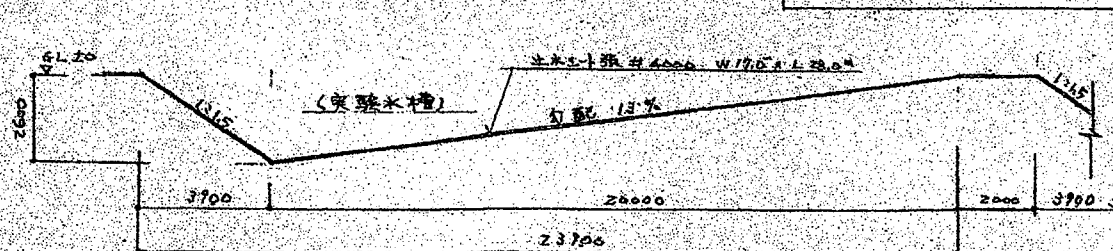
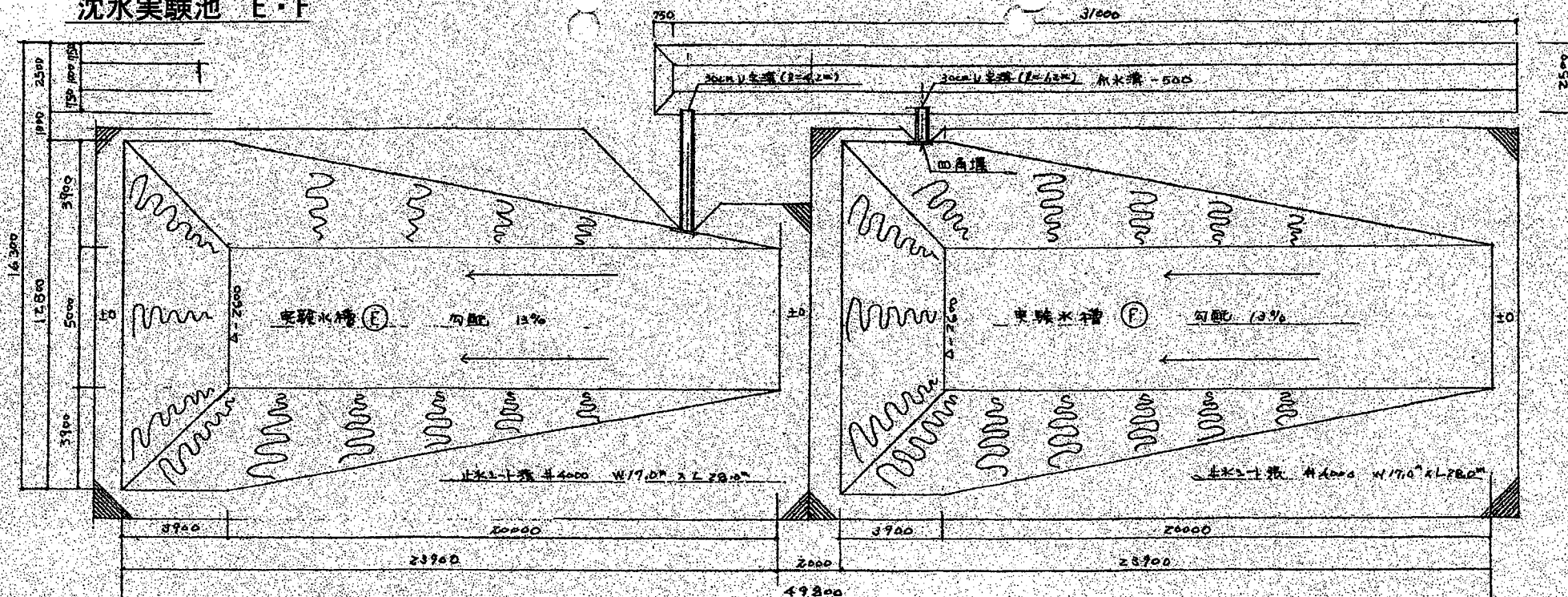


揚排水溝平面図 S=1/100



揚排水溝断面図 S=1/10

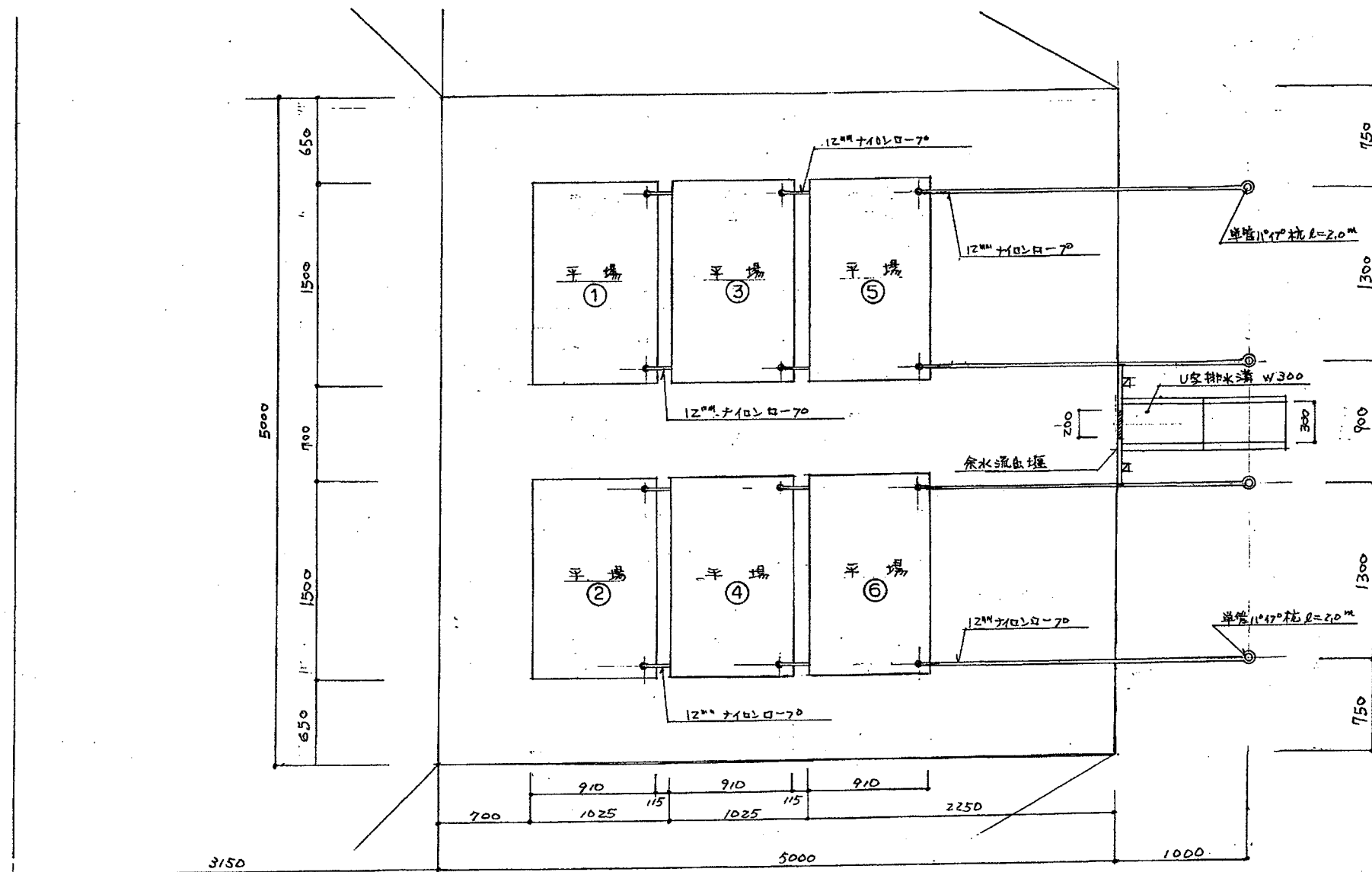
沈水実験池 E・F



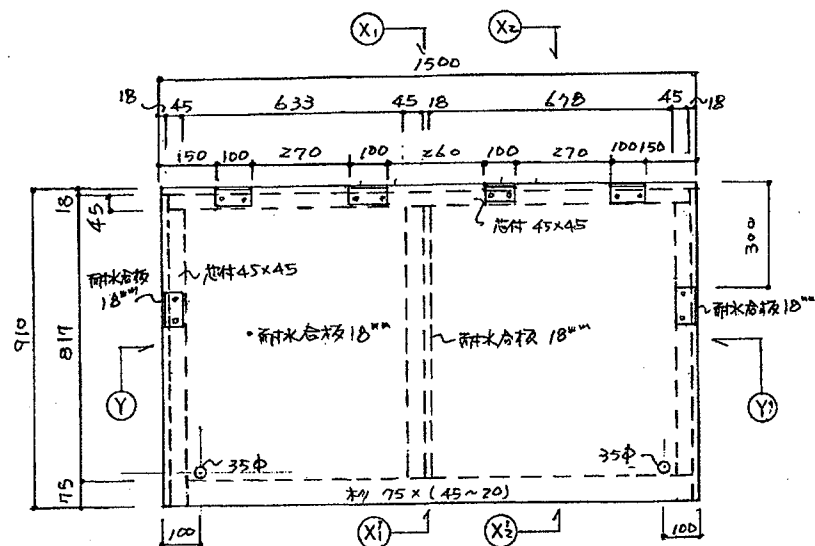
縦断面図 $S=1/100$

独立行政法人 土木研究所

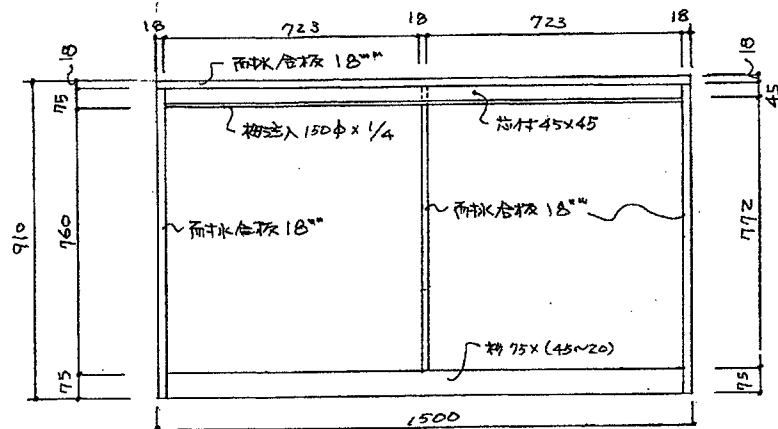
配置図 平面図 縦断面図 横断面図 四角隅詳細図



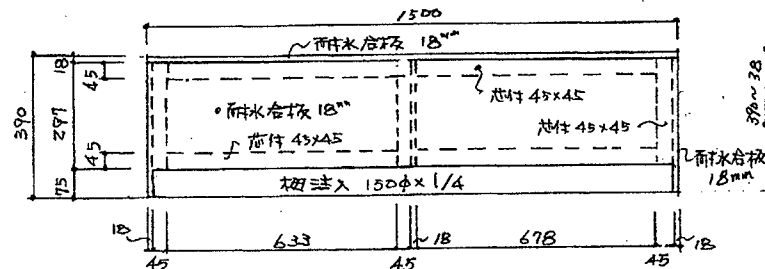
平場設置平面図 $\delta = 1/20$



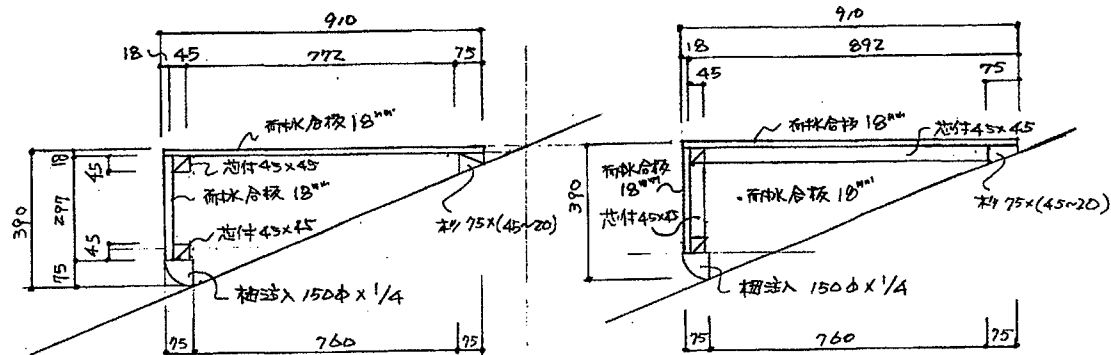
A-L断面図 $S=1/10$



B-L断面図 $S=1/10$

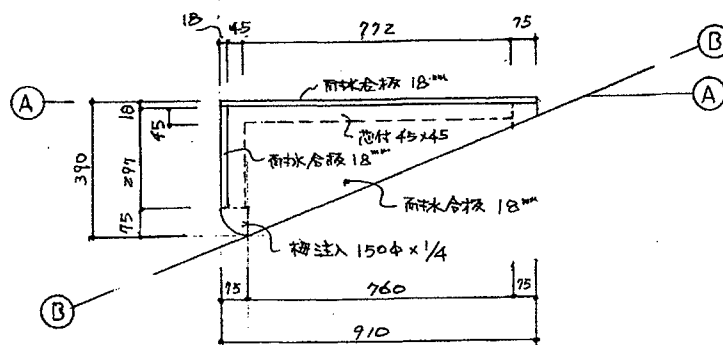


正面図 $S=1/10$

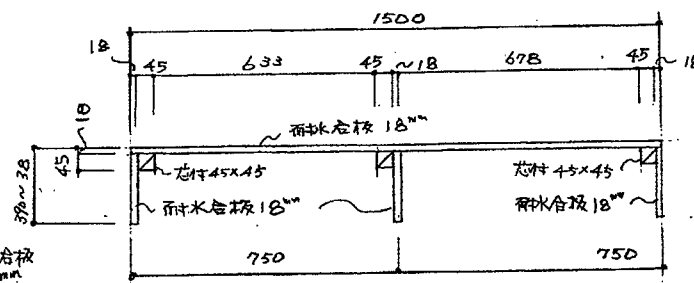


X1-X2断面図 $S=1/10$

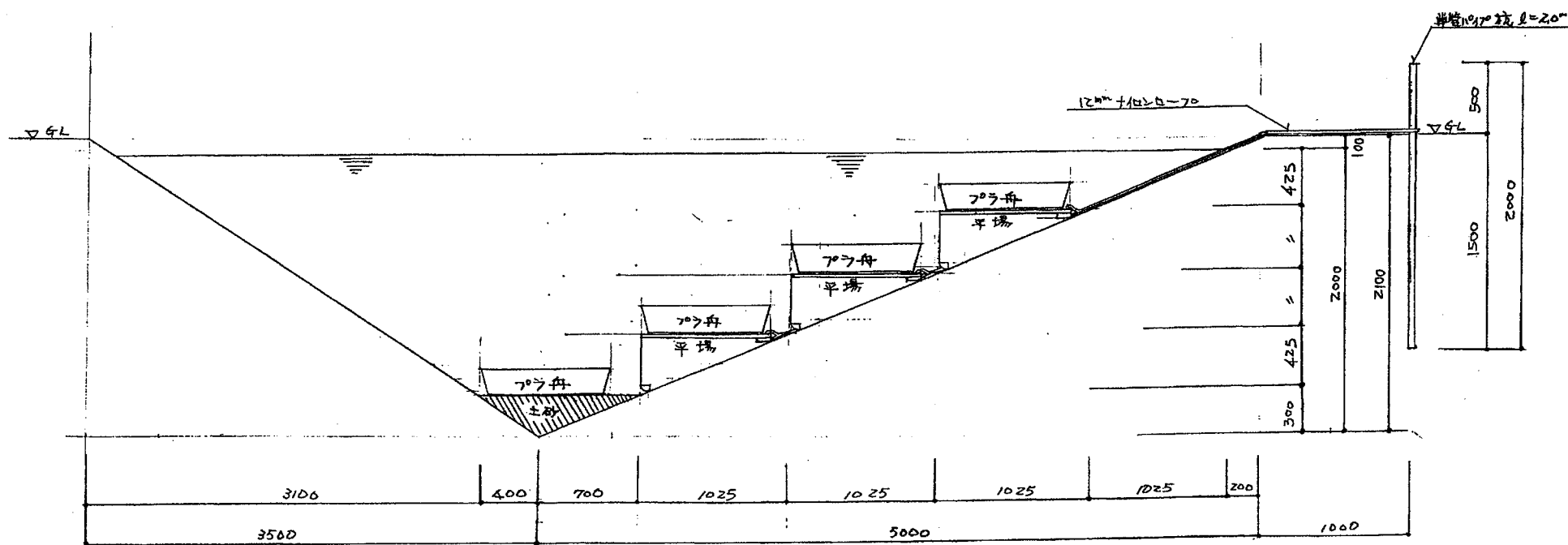
X2-X3断面図 $S=1/10$



側面図 $S=1/10$



Y-Y'断面図 $S=1/10$



平場設置断面図 $s=1/20$